

特定非営利活動法人バイオインフォマティクス・ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人バイオインフォマティクス・ジャパンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府宇治市五ヶ庄京都大学化学研究所バイオインフォマティクスセンターに置く。

(目的)

第3条 この法人は、ゲノム情報を利用する自然科学分野の 研究者、技術者、学生、医療関係従事者、および一般市民に対して、ライフサイエンス分野の広範な知識を体系化した知識ベースの構築とゲノム解読に必要な知識処理技術の開発に関する事業を行い、ライフサイエンスデータベースの国際協調体制を確立するとともに、我が国独自のゲノム関連知識情報インフラストラクチャーを整備して、科学技術の振興及び経済の発展と社会の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ライフサイエンス知識の体系化事業
- (2) ライフサイエンス知識の情報処理技術開発事業
- (3) ライフサイエンス知識の普及活動事業
- (4) 医薬品・病気等に関する研究会事業
- (5) 賞の授与事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10 人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において、監事は総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールによる招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15 条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールによる招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

(構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 46 条 削除

(予算の追加及び更生)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局長は理事長が兼務し、必要に応じて職員を置く。

(職員の任免)

第56条 職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員(個人)	3000 円
	賛助会員(個人)	0 円
	賛助会員(団体)	0 円
(2)年会費	正会員(個人)	6000 円
	賛助会員(個人)	3000 円(1口以上)
	賛助会員(団体)	10 万円(1口以上)

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	金久 實
副理事長	藤井 信孝
理事	宮野 悟
理事	五斗 進
理事	平川 美夏
監事	江口 至洋

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「翌事業年度の事業計画書」)

令和 7 年度の事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人バイオインフォマティクス・ジャパン

1 事業実施の方針

令和 7 年度は、京都大学化学研究所バイオインフォマティクスセンターと協力し、ライフサイエンス知識の体系化事業、ライフサイエンス知識の情報処理技術開発事業、および、セミナーの共催によるライフサイエンス知識の普及活動を行う。また、2025 年バイオインフォマティクス学会年会中でのワークショップの主催、KEGG30 周年記念事業への協賛、他研究会への協賛・協力によってもライフサイエンス知識の普及活動を行う。さらに、医薬品・病気に関する小規模な研究会を京都大学化学研究所バイオインフォマティクスセンターもしくは東京近郊で開催し、学生奨励賞の選考および授賞式を実施する。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の予算 額(単位:千円)
ライフサイエンス知識の体系化事業	ライフサイエンス知識の体系化のため、対象知識ドメインごとの知識集約方式の検討作業を行い、その知見を京大バイオインフォマティクスセンター等の開発するデータベースに活用する	(A) 年間を通じ随時実施 (B) 当法人事務所及びインターネット等を通じて実施 (C) 3 名	(D) 一般市民及び研究者 (E) 不特定多数	5
ライフサイエンス知識の情報処理技術開発事業	ライフサイエンス知識を体系化したデータベースの利用に関する情報処理技術の検討作業を実施し、その知見を京大バイオインフォマティクスセンター等の開発するシステムに活用する	(A) 年間を通じ随時実施 (B) 当法人事務所及びインターネット等を通じて実施 (C) 3 名	(D) 一般市民及び研究者 (E) 不特定多数	5
ライフサイエンス知識の普及活動事業	京大バイオインフォマティクスセンターと協力し、セミナーや講習会を行う。日本バイオインフォマティクス年会でワークショップを開催する。KEGG30 周年記念事業に協賛し、他の研究会についても必要に応じて協賛・協力する。	(A) 年間を通じ随時実施 (B) 当法人事務所及び京都大学 (C) 5 名	(D) 一般市民及び医療従事者、研究者 (E) 不特定多数	130

医薬品・病気等に関する研究会事業	疾患・医薬品に関連した研究会を開催する。	(A) 年 1 回程度 (B) 京都または東京近郊 (C) 5 名	(D) 研究者、大学院生 (E) 20～30 名	70
賞の授与事業	学生奨励賞の選考、および、授賞式を行う。	(A) 年 1 回 (B) 当法人事務所及び京都大学及びインターネット等を通じて実施 (C) 10 名	(D) 大学院生、学部学生 (E) 数名	50

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人バイオインフォマティクス・ジャパン

1 事業実施の方針

令和8年度は、京都大学化学研究所バイオインフォマティクスセンターと協力し、ライフサイエンス知識の体系化事業、ライフサイエンス知識の情報処理技術開発事業、および、セミナーの共催によるライフサイエンス知識の普及活動を行う。また、2026年バイオインフォマティクス学会年会中でのワークショップの主催、京都大学化学研究所百周年記念事業への協賛、他研究会への協賛・協力によってもライフサイエンス知識の普及活動を行う。さらに、医薬品・病気に関する小規模な研究会を京都大学化学研究所バイオインフォマティクスセンターもしくは東京近郊で開催し、学生奨励賞の選考および授賞式を実施する。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の予算 額(単位:千円)
ライフサイエンス知識の体系化事業	ライフサイエンス知識の体系化のため、対象知識ドメインごとの知識集約方式の検討作業を行い、その知見を京大バイオインフォマティクスセンター等の開発するデータベースに活用する	(A) 年間を通じ随時実施 (B) 当法人事務所及びインターネット等を通じて実施 (C) 3名	(D) 一般市民及び研究者 (E) 不特定多数	5
ライフサイエンス知識の情報処理技術開発事業	ライフサイエンス知識を体系化したデータベースの利用に関する情報処理技術の検討作業を実施し、その知見を京大バイオインフォマティクスセンター等の開発するシステムに活用する	(A) 年間を通じ随時実施 (B) 当法人事務所及びインターネット等を通じて実施 (C) 3名	(D) 一般市民及び研究者 (E) 不特定多数	5
ライフサイエンス知識の普及活動事業	京大バイオインフォマティクスセンターと協力し、セミナーや講習会を行う。日本バイオインフォマティクス学会でワークショップを開催する。京都大学化学研究所百周年記念事業に協力し、他の研究会についても必要に応じて協賛・協力する。	(A) 年間を通じ随時実施 (B) 当法人事務所及び京都大学 (C) 5名	(D) 一般市民及び医療従事者、研究者 (E) 不特定多数	130

医薬品・病気等に関する研究会事業	疾患・医薬品に関連した研究会を開催する。	(A) 年 1 回程度 (B) 京都または東京近郊 (C) 5 名	(D) 研究者、大学院生 (E) 20～30 名	70
賞の授与事業	学生奨励賞の選考、および、授賞式を行う。	(A) 年 1 回 (B) 当法人事務所及び京都大学及びインターネット等を通じて実施 (C) 10 名	(D) 大学院生、学部学生 (E) 数名	40

(法第 25 条第 5 項関係)

令和 7 年度活動予算書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人バイオインフォマティクス・ジャパン

科 目	金 額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員入会金 (3, 000 円×0 人分)	0		
正会員会費 (6, 000 円×15 人分)	90, 000		
法人賛助会費 (100, 000 円×0 口分)	0		
受取会費計		90, 000	
2 事業収益			
(1) ライフサイエンス知識の体系化事業収益	0		
(2) ライフサイエンス知識の情報処理技術開発事業収益	0		
(3) ライフサイエンス知識の普及活動事業収益	0		
(4) 医薬品・病気等に関する研究会事業収益	0		
(5) 賞の授与収益	0	0	
3 受取助成金等			
国庫助成金	0		
民間補助金	0	0	
4 その他収益			
受取利息	2, 500	2, 500	
経常収益計			92, 500
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	10, 000		
旅費交通費	200, 000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
賞状作成費・賞金	50, 000		
支払利息	0		
その他経費計	260, 000		
事業費計		260, 000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
(2) その他経費			
備品費	0		
消耗品費	10, 000		
光熱水費	0		

通信環境費（サーバ・インターネット）	55,000		
通信運搬費	5,000		
印刷費	0		
会議費	7,000		
旅費交通費	20,000		
税理士代理報酬費	33,000		
租税公課	0		
管理費計		130,000	
経常費用計			390,000
当期正味財産増減額			△297,500
前期繰越正味財産額			2,805,849
次期繰越正味財産額			2,508,349

(法第 25 条第 5 項関係)

令和 8 年度活動予算書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人バイオインフォマティクス・ジャパン

科 目	金 額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員入会金 (3, 000 円×0 人分)	0		
正会員会費 (6, 000 円×15 人分)	90, 000		
法人賛助会費 (100, 000 円×0 口分)	0		
受取会費計		90, 000	
2 事業収益			
(1) ライフサイエンス知識の体系化事業収益	0		
(2) ライフサイエンス知識の情報処理技術開発事業収益	0		
(3) ライフサイエンス知識の普及活動事業収益	0		
(4) 医薬品・病気等に関する研究会事業収益	0		
(5) 賞の授与収益	0	0	
3 受取助成金等			
国庫助成金	0		
民間補助金	0	0	
4 その他収益			
受取利息	2, 500	2, 500	
経常収益計			92, 500
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10, 000		
旅費交通費	150, 000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
寄附金 (京都大学化学研究所百周年事業)	50, 000		
賞金	40, 000		
支払利息	0		
その他経費計	250, 000		
事業費計		250, 000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
(2) その他経費			
備品費	0		
消耗品費	10, 000		

光熱水費	0		
通信環境費（サーバ・インターネット）	55,000		
通信運搬費	5,000		
印刷費	0		
会議費	7,000		
旅費交通費	20,000		
税理士代理報酬費	33,000		
租税公課	0		
管理費計		130,000	
経常費用計			380,000
当期正味財産増減額			△287,500
前期繰越正味財産額			2,508,349
次期繰越正味財産額			2,220,849